



島根県報

令和6年7月12日（金）

号外第69号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則を廃止する規則 (高齢者福祉課) 2

児童福祉法施行細則及び島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則 (子ども・子育て支援課) 2

【公企規程】

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 3

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 4

【教委規則】

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 5

【人委規則】

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 5

公布された条例等のあらまし

◇社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則を廃止する規則（規則第35号）

1 規則の概要

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法施行細則及び島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第35号

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則を廃止する規則

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則（平成5年島根県規則第42号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法施行細則及び島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第36号

児童福祉法施行細則及び島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第1条 児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第26号別紙中

「

3 歳 児	人	20 : 1			
4 歳以上児	人	30 : 1			

を

」

「

3 歳 児	人	15 : 1 (20 : 1)			
4 歳以上児	人	25 : 1 (30 : 1)			

に改め、同様式別紙

」

(注) を次のように改める。

(注) 1 上記により難いものは、必要に応じ資料を添付すること。

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、3歳児の保育士数はおおむね20人につき1人以上、4歳以上児の保育士数はおおむね30人につき1人以上とすることができる。

(島根県認定こども園の認定に関する規則の一部改正)

第2条 島根県認定こども園の認定に関する規則（平成18年島根県規則第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「20」を「15」に改め、同条第4号中「30」を「25」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の児童福祉法施行細則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の島根県認定こども園の認定に関する規則第2条第3号及び第4号の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の島根県認定こども園の認定に関する規則第2条第3号及び第4号の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第9号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び夜間特殊業務手当」を「、夜間特殊業務手当、災害応急作業等従事手当及び原子力災害応急作業従事手当」に改める。

第7条に次の4項を加える。

- 6 災害応急作業等従事手当は、職員が次の各号に掲げる作業に従事したときに支給するものとし、その額は、1日につき、当該各号に定める額とする。
- (1) 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路等で管理者が定めるものにおいて行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 1,080円
- (2) 前号に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業 1,080円を超えない範囲で管理者が定める額
- 7 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の災害応急作業等従事手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（

同一日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に定める額)とする。

- (1) 作業が夜間(日没時から日出時までの間をいう。)において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
 - (2) 作業が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額
- 8 原子力災害応急作業従事手当は、職員が原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給するものとし、その額は、1日につき、当該各号に定める額とする。
- (1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち管理者が定めるもの(次号及び第3号において「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業であって、原子炉建屋(管理者が定めるものに限る。次号において同じ。)内において行うもの 40,000円を超えない範囲で管理者が定める額
 - (2) 特定原子力事業所の敷地内において行う作業のうち原子炉建屋内において行うもの以外のもの 20,000円を超えない範囲で管理者が定める額
 - (3) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して管理者が定める区域において行う作業(前2号に掲げるものを除く。) 10,000円を超えない範囲で管理者が定める額(心身に著しい負担を与えると管理者が定める作業に従事した場合にあっては、当該額に100分の100を超えない範囲内で管理者が定める額を加算した額)
- 9 同一日において、特殊現場作業従事手当(第7条第2項第4号に係るものに限る。)、災害応急作業等従事手当及び原子力災害応急作業従事手当が支給されることとなるときは、これらの特殊勤務手当のうちその額のいずれか高いもの一を支給する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の島根県企業局職員の給与に関する規程第7条第1項(災害応急作業等従事手当に係る部分に限る。)、第6項、第7項及び第9項(原子力災害応急作業従事手当に係る部分を除く。)の規定は、令和6年1月1日から適用する。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第6号

島根県病院局職員の給与に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月12日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第8条に次の1号を加える。

- (13) 災害応急業務等従事手当

第20条第3項中「をいう。」の次に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(災害応急業務等従事手当)

第20条の2 災害応急業務等従事手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う医療支援に係る業務で心身に著しい負担を与えると管理者が認めるものに従事したとき。
- (2) 職員が前号に掲げる業務に準ずるものと管理者が認める作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、1日につき、1,080円を超えない範囲内において、それぞれの業務等に応じて管理者が別に定め

る額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に定める額）とする。

- (1) 業務等が夜間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 業務等が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

附 則

この規程は、令和6年7月12日から施行し、この規程による改正後の島根県病院局職員の給与に関する規程の規定は、同年1月1日から適用する。

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第8号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（災害応急業務等従事手当）

第9条 条例第18条第2項に規定する教育委員会規則で定める額は、同条第1項各号に掲げるいずれの場合においても、1,080円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第15号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（災害応急作業等従事手当）」に改め、同条中「第12条第1項」を「第12条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第12条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める額は、同条第1項第3号に規定する人事委員会が認める作業に応じて次に掲げる額とする。

- (1) 条例第12条第1項第1号アの作業に相当する作業 710円（大規模な災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）
- (2) 条例第12条第1項第1号イ及び第2号の作業に相当する作業 1,080円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。